

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金
(高効率給湯器導入支援事業)
(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器)
業務細則

(目的)

第1条 一般社団法人 都市ガス振興センター(以下「センター」という。)が行う住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業(高効率給湯器導入支援事業)は住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器)業務方法書(以下「業務方法書」という。)に定めるほか、この業務細則による。

(用語)

第2条 この業務細則で使用する用語は、業務方法書において使用する用語の例により、用語の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 「電子申込システム」とは、申請者又は手続代行者がセンターのホームページを使って作成、登録した補助金申込書を受付処理するシステムをいう。
- (2) 「手続代行者登録」とは、補助金申込書の手続きを代行する手続代行者が電子申込システムに手続代行者として必要な情報を登録することをいう。
- (3) 「仮登録」とは、申請者又は手続代行者が補助対象給湯器設置情報、申請者情報、手続代行者情報などを登録することをいう。
- (4) 「本登録」とは、申請者又は手続代行者が「仮登録」の内容確認を終え、正式な申込みとして登録することをいう。
- (5) 「高効率給湯器(都市ガスを燃料とする潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器)導入支援事業補助金電子申込システム利用規約」(以下「利用規約」という。)とは、電子申込システム利用に関し、必要な事項を定めたものをいう。

(補助対象給湯器の指定)

第3条 業務方法書第3条第2項に規定する製造事業者等からの機器指定の申請期間については、毎月20日から当月末日までとする。

2 センターは、業務方法書第3条第2項に規定する製造事業者等からの機器指定の申請があり、同条第3項に定める条件に該当するものと認めるときは、当該製造事業者等に補助事業の対象となる機器として指定したことを通知するものとする。

(電子申込システムの対象)

第4条 電子申込システムによる申込みの対象は、申請者が補助対象給湯器を購入、設置する場合に限る。リース契約等の添付書類を必要とする場合は、電子申込システムの対象としない。

(電子申込システムの受付と受理)

第 5 条 電子申込システムによる場合、申請者又は手続代行者が本登録した時点をもって当該電子申込みの受付とし、センターが本登録完了メールを送信した時点をもって、当該電子申込みの受理とする。

(電子申込システムの利用)

第 6 条 電子申込システムを利用する申請者又は手続代行者は、センターが別途定める利用規約を遵守するものとする。

2 手続代行者が電子申込システムを利用する場合は、あらかじめ手続代行者情報に必要な事項を登録するものとする。手続代行者が電子申込システムを利用して補助金申込書を作成、登録する場合は、必ず申請者の承諾を得たうえで行うものとする。

3 申請者又は手続代行者が電子申込システムを利用して、補助金申込書を作成、登録する場合は、必ず仮登録を行わなければならない。

4 仮登録は別途定める利用規約により、仮登録日から暦日 7 日間で失効するため、申請者又は手続代行者は仮登録後、すみやかに本登録を行うものとする。

(電子申込による設置工事の着工等)

第 7 条 センターは電子申込システムによりチェックを行い、適正とされた申込みに対して本登録完了メールを申請者又は手続代行者に送信する。

2 申請者はセンターが送信する本登録完了メールを受信した時点をもって、補助対象給湯器の設置工事(以下「設置工事」という。)を着工することができる。

3 センターは本登録完了メール送信後に、申請者あてに補助金申込受理通知書を送付する。

(募集の期間等)

第 8 条 業務方法書第 6 条第 2 項に規定する補助金申込書(以下「申込書」という。)の募集の期間は、次のとおりとする。

第 1 期 平成 22 年 4 月 13 日(火)から平成 22 年 6 月 25 日(金)

第 2 期 平成 22 年 7 月 1 日(木)から平成 22 年 9 月 30 日(木)

2 前項の募集の期間に応募し申込書を受理された申請者は、次に定める期日までに補助対象給湯器の設置工事を完了しなければならない。

第 1 期 平成 22 年 7 月 30 日(金)

第 2 期 平成 22 年 10 月 29 日(金)

3 前項の補助対象給湯器の設置工事を完了した申請者は、完了の日から起算して 30 日以内又は次に定める期日のいずれか早い日までに業務方法書第 11 条第 1 項に規定する書面をセンターに提出しなければならない。

第 1 期 平成 22 年 8 月 31 日(火)

第 2 期 平成 22 年 11 月 30 日(火)

4 申請者は、次に定める期日までに業務方法書第 11 条第 2 項に規定する書面をセンターに提出しなければならない。

第1期 平成22年9月10日(金)

第2期 平成22年12月10日(金)

- 5 センターは、申込書の受付を先着順に行うものとし、第1項に規定する期間については、期間内であっても補助金申込額の予算の範囲を超えた日をもって申込みの受付を停止し、予算の範囲を超えた日以降に到着した申込書は受け付けないものとする。
- 6 センターは、予算の範囲を超えた日に到着した申込書については、予算の範囲内で抽選等を行い当選したもののみ受け付けるものとする。

(申込書受理の効力)

- 第9条 業務方法書第7条第2項の規定による「通知」又は本登録完了メールは、あくまでも補助金交付の予約であって、業務方法書第11条第1項の規定に定める補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)及び同第11条第2項の規定に定める設置工事完了確認書を適正に提出した時点で初めて補助金交付の要件を具備するものとする。
- 2 申請者が、補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)提出以前に、法令、業務方法書、本業務細則又はそれらに基づくセンターの処分若しくは指示に違反したときは、前項に規定する予約は失効するものとする。

(計画変更承認申請について)

- 第10条 業務方法書第9条第1項に規定する計画変更承認申請書の提出期限は、本業務細則第8条第2項の期日とする。
- 2 センターは、補助金申込額を増額する計画変更承認申請書については承認しないものとする。
 - 3 申請者は、センターからの請求があったときは、計画変更承認申請書の審査に必要な書類を提出するものとする。
 - 4 申請者は、業務方法書第9条第1項の計画変更承認申請書の提出にあつては、現住所、設置工事着工予定日・完了予定日、設置工事着工日時点でセンターが機器指定済みの機種への変更(補助金申込額に変更がない場合に限る)等については、その提出をする必要がないものとする。

(電子申込システムの内容修正)

第11条 電子申込システムによる場合、以下の各号に掲げる場合については、申請者又は手続代行者は、電子申込内容修正依頼書をセンターにファクシミリ等で迅速に送信することで、内容を修正するものとする。

- (1) 申請者名義の変更
- (2) 申請者現住所の変更

(遅延等報告の申請期限)

第12条 業務方法書第10条第1項に規定する遅延等の報告の提出期限は、本業務細則第8条第2項の期日とする。

(補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)の提出)

第13条 第8条第3項に規定する完了の日とは、補助対象給湯器を購入し、かつ設置工事が完了し、補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)の提出に必要な書類を全て揃えた日とする。

(添付書類の詳細)

第14条 業務方法書第11条第1項に規定する添付書類の詳細については、次の各号の通り定める。

(1) 住所確認書類は、個人にあっては、住民票原本又はその写し(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は運転免許証の写し(有効期限内のもの。氏名、住所等に変更等がある場合は裏面の写しも添付すること。)又は外国人登録証明書の写し(有効期限内のもの。氏名、住所等に変更等がある場合は裏面の写しも添付すること。)又は申請者あての郵便物の写し(申請者の住所、氏名および当該年度の補助金募集開始日以後の消印が記載されていること。)等とする。

法人にあっては、全部事項証明書又は登記簿謄本又は抄本又はそれらの写し(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)、固定資産税又は都市計画税課税証明書原本又はそれらの写し(年度ごとに発行されるもの)、法人住民税(所在証明書又は開設届出済証明書)証明書原本又はその写し(発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)、官公庁から発行・発給された書類の写し(法令の規定に基づき官公庁から送付を受けた許可、認可若しくは承認に関わる書類又は官公庁から発行・給付された書類その他これに類するもの。有効期限内もしくは発行日が当該年度の補助金募集開始日以後のもの。)又は申請者あての郵便物の写し(申請者の住所、氏名および当該年度の補助金募集開始日以後の消印が記載されていること。)等とする。

(2) 住所確認書類にあって、記載住所が補助対象給湯器の設置場所と異なる場合は、申請者が補助対象給湯器を常時使用できることを証する営業許可書の写し、賃貸借契約書の写し(賃借人の承諾をえているもの)、建物の登記事項証明書又は登記簿謄本又はその写し(発行日が当該年度の募集開始日以後のもの)、検査済証の写し、建築確認済証の写し、工事請負契約書の写し、リース契約書の写し、エネルギーサービス契約書の写し等を添付すること。

(3) 保証書の写しは、機器設置完了後に渡される機種名、日付、販売店名等の入ったものとする。同等の物とは、保証書発行済証明書の写し等で機種名、発行日及び保証書発行会社名等の記載のあるものとする。

(4) 申請者が第三者とリース契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請すること。

(5) 申請者がESCO事業者とリース契約等を契約し対象設備を貸し付け、さらにESCO事業者が設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請するとともに、パフォーマンス契約の写しを添付すること。

- (6) ESCO事業者が対象設備を所有し設置事業者とパフォーマンス契約を締結し対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請するとともに、パフォーマンス契約の写しを添付すること。
- (7) 申請者がエネルギーサービス事業者等とリース契約等を締結し対象設備を貸し付け、さらにエネルギーサービス事業者等が設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結し対象設備を貸し付ける場合については、三者が連名で共同申請するとともに、エネルギーサービス契約等の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付すること。
- (8) エネルギーサービス事業者等が対象設備を所有し設置事業者とエネルギーサービス契約等を締結して対象設備を貸し付ける場合については、連名で共同申請するとともに、エネルギーサービス契約等の写し並びにエネルギーサービス事業者等から設置事業者へのエネルギーサービス料金請求額のうち定額部分から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類を添付すること。

(交付の決定)

第15条 センターは、業務方法書第11条第1項に規定する補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表）及び第11条第2項に規定する設置工事完了確認書の審査の後、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、申請者に通知するものとする。この場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

(不備書類の扱い)

- 第16条 センターは、業務方法書第11条第1項に規定する補助金交付申請書および添付する書面又は同第11条第2項に規定する設置工事完了確認書に不備があった場合、申請者、手続代行者又はガス供給事業者に対し、一定期間内に書類の不備を是正するよう指示することができるものとする。
- 2 申請者、手続代行者又はガス供給事業者が前項の指示に従わない場合、センターは申請者に対し、補助金の受給資格を失効させることができるものとする。

(手続代行者の遵守事項)

第17条 業務方法書第17条に規定する手続代行者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 手続代行者は、申請者の依頼によって補助金に係る手続きを代行することができる。申請者からの依頼がない場合は、手続きを代行してはならない。
- (2) 手続代行者が補助金に係わる手続きを代行する場合は、補助対象給湯器に都市ガスを供給するガス供給事業者と連名で行わなければならない。
- (3) 手続代行者は、法令、業務方法書、本業務細則、センターが定めた補助金の交付に関するその他必要な事項及びそれらに基づくセンターの指示に従っ

て、補助金に係わる手続きを代行しなくてはならない。

- (4) 手続代行者が設置工事を実施する場合は、業務方法書第7条第2項に規定する受理通知を受けた後でなければ、補助対象給湯器の設置工事を着工することができない。
- (5) 手続代行者が業務方法書第6条第1項の補助金申込書、同第9条第1項の計画変更承認申請書、同第10条第1項の遅延等報告書、同第11条第1項の補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)、同第14条の交付申請取下げ届出書の手続きを代行する場合は、記載内容が適正であることを確認のうえ、センターに提出しなければならない。
- (6) 手続代行者が業務方法書第11条第1項の補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)の手続きを代行する場合は、補助対象給湯器の設置状態を示す写真、保証書の写し及び住所確認書類が適正であることを確認のうえ、補助金交付申請書に添付してセンターに提出しなければならない。

(事業の継承)

第18条 業務方法書第12条に規定する交付の決定の後、補助事業者(個人)が死亡し、補助対象給湯器の相続人が当該事業を継承しようとする場合は、事業継承承認申請書を継承が確認できる書類とともにセンターに提出し、その承認を受けることによって、継承が認められるものとする。

(申請の辞退)

第19条 申請者または手続代行者が、補助金の申込み又は交付の申請を辞退する場合、補助金辞退願届出書をセンターに提出しなければならない。ただし、業務方法書第12条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者が、当該申請を取下げようとするときは、業務方法書第14条の規定によるものとする。

(取得財産等の処分の承認)

第20条 業務方法書第13条第4号に規定する取得財産等の法定耐用年数は、6年とする。

2 業務方法書第13条第4号及び第21条第1項に規定する処分とは、補助対象給湯器を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し(補助事業者が貸与することを目的として当該財産を取得した場合を除く。)、廃棄し、又は担保提供等に供する場合とする。

附則

この業務細則は、平成22年4月1日から適用する。